

栗 議 第 2 2 号  
令和7年6月18日

岩見沢市議会議長 峯 泰 教 様

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦



「有害鳥獣対策の推進を求める意見書」提出のご協力依頼について

向暑の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本町議会に対しまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害、また、生活被害も頻発している状況であることから対策が急務となっております。安心・安全に暮らす環境を守り、農業の維持・発展には生態系に配慮しつつも有害鳥獣対策は急務であると考え、本町議会定例会6月定例会議で「有害鳥獣対策の推進を求める意見書」を議決いたしました。

本町議会といたしましては、近隣市町と連携し、有害鳥獣対策のさらなる推進を図ってまいりたく、議決いたしました意見書を送付いたしますので、貴議会の皆様にもご理解ご協力を賜り、意見書提出のご協力をお願い申し上げます。

なお、送付いたしました意見書につきましては、参考にしていただき、各市町の実情に応じ、適宜意見書案文を変更の上、意見書の提出及び採択をしていただきますようお願い申し上げます。

参考：別紙「有害鳥獣対策の推進を求める意見書」  
(令和7年6月13日 原案可決)

【担 当】

栗山町議会事務局：中野  
電話：0123-73-7517（直通）



## 有害鳥獣対策の推進を求める意見書

### 意見の主旨

近年は自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害が深刻な問題となっている。アライグマなど獣類による家屋や農業施設への侵入、スズメ、カラスなど鳥類の糞害、市街地ではカラスがゴミを荒らし、人を襲うなど生活被害も頻発している。エゾシカによる被害も増大しており、被害は農作物にとどまらず、家畜への病気感染への懸念、食害による山林荒廃と豪雨時の土砂流亡、ヒグマでは市街地での目撃情報も多数寄せられ、人命を守るためにも、これまで以上の対策が急務である。

安全に安心して暮らす環境を守り、農業の維持・発展のためには、生態系に配慮しつつも有害鳥獣を駆除することは必要である。有害鳥獣の個体数削減には、狩猟や駆除が欠かせないが、平日の入林制限、林道の施錠、山林保有者への配慮、捕獲場所からの鳥獣の長距離移動など、狩猟者の精神的、身体的な負担は大きく、削減目標を樹立しても達成が困難な状況にある。栗山町においても、これまでに被害を防ぐための対策を積極的に講じているものの、抜本的な解決に至っていない。

よって、政府及び北海道においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項について強く要望する。

### 記

1. 有害鳥獣被害対策の重要性を広く周知し、理解を求める啓発活動を行うこと。
2. 有害鳥獣の正確な個体数の把握及び個体数管理体制の強化を行うこと。
3. 狩猟者数の維持確保のため、狩猟者及び猟友会の育成支援の充実を図ること。
4. 入林者の安全対策を強化した上で、狩猟に関する入林規制緩和等を行うこと。
5. 有害鳥獣対策の専門家不足解消のための人材育成と支援を強化すること。
6. 有害鳥獣対策に要する市町村予算の負担軽減のため、財政措置の拡充を行うこと。
7. 隣接する市町村が連携して、対策を講ずるための制度改正や支援策の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和7年6月 日

北海道栗山町議会

議長 鵜 川 和 彦

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
農 林 水 産 大 臣  
北 海 道 知 事

宛



2025 年 7 月 30 日

北海道内 自治体首長 様

北海道内 市町村議会議長 様

住民のための行政実現の為日夜御奮闘されていることに心から敬意を表します。

当会は、非核五項目「①全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を  
求める②国是とされる非核3原則を厳守する③日本の核戦場化へのすべての措置を阻止す  
る④国家補償による被爆者援護法を制定する⑤原水爆禁止世界大会のこれまでの合意に  
もとづいて国際連帯を強化する」の実現を求め活動しております「非核の政府を求める  
北海道の会」と申します。

被爆80年に当る本年、国際的には、ロシアとウクライナ、イスラエルとガザの交  
戦で核兵器使用の危険が高まる今日、増々我々の会の活動が一層重要となったと自覚  
しております。

今般、第39回定期総会を開催し、総会の総意として、北海道内の全自治体の首長  
及び議会に対し、同封しました「核兵器と原発のない平和な世界をめざす要請」を決  
議しました。

是非、本要請につき、御検討いただき、道民、全住民が核兵器と原発のない安心し  
て住める平和と生活実現のために御尽力いただきますよう心から要請いたします。

非核の政府を求める北海道の会

世話人代表 肘 井 博 行

【連絡先】〒060-0002 札幌市中央区北2条西10丁目

植物園グランドハイツ506

肘井博行法律事務所 内

Tel 011-271-8839 Fax 011-271-9560



## 核兵器と原発のない平和な世界をめざす要請書

私たち非核の政府を求める北海道の会は、本日開催した総会で核兵器も原発もない安心・安全、平和な世界の実現を目指す決意を固めました。

昨年、自らの被爆体験と核兵器の残虐性を語り、核兵器の廃絶を全世界に訴え続け、2017年の核兵器禁止条約の成立に大きな役割を果たしてきた日本被団協（被爆者団体連絡会）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんの多年にわたる努力に心から敬意を表するとともに、受賞を歓迎し祝福するものです。

核廃絶に向けて世界の歩みが一歩すすむなか、ロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ侵攻によるパレスチナ人虐殺は、まだ出口が見えない状況が続いています。終結には、大国の思惑による線引き、取引ではなく国連憲章と国際法に基づいた道理ある対応こそが求められます。ロシアは隣国に核兵器を配備、イスラエルの指導者が核兵器使用を示唆したことなどは見過ごすことは出来ず、国際社会で注視していかなければなりません。

受賞に多くの日本国民が祝意を表し、「…一緒になってとりくんでいきたい…」（松井一寛広島市長）「…核兵器廃絶に向けた行動が広がることに期待…」（大石賢吾長崎県知事）など、核兵器廃絶に向けて強い思いが表明されました。しかし、日本政府が核廃絶に向けて何らの行動をとることは無く、今年3月に開催された第3回の締約国会議へのオブザーバー参加もしませんでした。それどころか、昨年10月に就任した石破首相は核大国アメリカとの同盟強化、アジア版NATOの創設を公言し、米国との核兵器の共有にまで言及しています。唯一の戦争被爆国の首相の姿として断じて看過することはできません。

「国民を守るため」として米国と一体で戦争する国に変えようとする動きは自民・公明の与党だけでなく、「野党」の日本維新の会、国民民主党の後押しを受け加速しています。自国防衛ではなく他国を攻撃できる武器の保有と「継戦能力保有」としてミサイルなどを保管する弾薬庫新增設が全国で推進され、北海道でも白老など6か所で弾薬庫の増設が進められようとしています。

3月に中谷防衛大臣とヘグセス米国防長官が会談し、自衛隊が米軍と一体で戦争をすすめるための司令部機能強化にむけた「指揮統制枠組み強化」を確認。ヘグセス国防長官は「西太平洋でのいかなる有事でも、日本は前線に立つことになる。平和を求めるならば戦争の準備が必要だ。協力して戦闘力、殺傷力、即応力を高めていくことを期待する」と日本が米国と共に戦争することを公然と発言しました。日本の真の平和のためには米国追従の姿勢こそ改めるべきです。

日本政府は脱炭素を口実に世界の動きと逆に原発回帰を強力に推進し始めています。北海道電力は2027年度中の再稼働を目指していますが多くの課題が山積みでそのめどはたっていません。加えて能登半島地震で明らかとなったように自然災害と原発事故が重なる複合災害では避難計画が役に立ちません。

NUMOから寿都町と神恵内村で行われた放射性廃棄物最終処分地選定に向けた文献調査報告書提出されましたが、問題だらけの概要調査ありき報告書といえるもので、調査断念を求めましょう。

昨年1月の能登半島地震から、2月には地球科学の研究・教育で活躍する300人以上が賛同して声明「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」を発表し、地層処分の抜本的見直しと放射性廃棄物の量を増やさないよう訴えています。

「泊原発の再稼働は許さない」「核ゴミの持ち込み調査は断念」の声を上げていきましょう。

以下の事を貴自治体首長及び貴議会議長に要請します。

### ・核兵器禁止条約参加を政府に求める

政府に対して核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書決議を上げてください。決議をあげられた自治体におかれましては、継続的に働きかけをつよめてください。

### ・泊原発の再稼働に反対

地震・津波・火山大国日本に原発立地の適地はありません。原発災害を引き起こす泊原発をはじめとする全国の原発再稼働に反対し、廃炉を求めてください。政府に対して原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を求める決議を上げてください。

### ・核のゴミ持ち込みに反対

道の「核ゴミ拒否条例」(2000年)を遵守し、国による道への核ゴミ持ち込み調査に反対してください。

岩見沢市議会 議長 峯 泰教 様

〒060-0909

北海道札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター内

北海道医療介護福祉労働組合連合会

執行委員長 濱谷 和子



## 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し

## すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書

### 【陳情趣旨】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であると、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のべア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いています。他の産業では昨年と今年いずれも5%前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

### 【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
3. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
4. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
5. 患者・利用者の負担を軽減すること。

岩議第94号



以上

## 安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める意見書（案）

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、定期昇給分を含めても、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げが続いています。他の産業では昨年と今年いずれも5%前後の賃上げがなされ、ケア労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実行性を伴う形で実施すべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

### 記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。
2. すべての医療機関と介護事業所を対象に、物価高騰や人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
3. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
  - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
4. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
5. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2025年 月 日

岩見沢市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

令和7年 8月18日

岩見沢市議会

議長 峯 泰 教 様

岩見沢市7条西2丁目6

岩見沢建設協会

会長 及 川



岩見沢市における国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について

日頃より、当団体の活動に対しまして、ご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会の会員企業は、岩見沢市発注の工事や業務をはじめ、北海道開発局や北海道が発注する市内の工事や業務においても担い手の中心となっており、市内の社会資本の整備や維持管理につきまして、関係部署と協働して進めております。

近年、地球温暖化に伴う気象現象の影響により、全国各地で線状降水帯等が発生し、甚大な被害が相次いでおり、防災・減災の観点から治水対策の重要性が一層高まっております。

また、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、国土強靱化に資する社会資本の整備が重要であると考えております。

北海道議会では、第2回定例会において「国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書」が議決され、政府および国会に提出されており、このような効果的な要請活動が、昨年に引き続き行われております。

つきましては、岩見沢市議会におかれましても、意見書が提出されることにより、北海道が一体となった、より一層効果的な要請活動になるものと考えます。

別紙に意見書の文案を添付いたしますので、市議会で議決いただき、関係機関にご進達くださいますようお願い申し上げます。



## 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候といった特性を有し、我が国最大の供給力を誇る農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある地域の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、依然として多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定的した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 7 年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
国土強靱化担当大臣